

第 5 章

子ども・子育て支援法に 基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画とは、「子ども・子育て支援法」の第 61 条に基づく法定計画として作成するものであり、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間の計画期間における就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を定めるものです。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育提供区域として、市域の北東部にあたる「第1区域」、北西部にあたる「第2区域」、南部にあたる「第3区域」の3つの区域を設定します。

1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとしています。

2 豊中市の教育・保育提供区域の考え方

こどもが、地域や、保育所、幼稚園、認定こども園*、小学校をはじめとする社会の中で、多様な人との交流や様々な体験を通して成長することや、児童数及び教育・保育の施設の設置状況をふまえ、小学校区を基本単位としつつ保育ニーズや利用状況等をもとに3つの区域にまとめて教育・保育提供区域を設定しています。

3つの区域の設定の考え方としては、中部以北と南部の2つの区域に分割し、さらに中部以北は保護者の通勤や保育所の送迎等の移動状況をふまえて、北大阪急行及び阪急宝塚線沿線の東西2つの区域に分割しています。

<豊中市の教育・保育提供区域>

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛍池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曾根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、庄内さくら、庄内南、庄内西、千成



2 量の見込みと確保方策

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策は、令和 5 年(2023 年)12 月に実施した「豊中市子育て・子育て支援に関するニーズ等調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向等をふまえ設定します。

1 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容

子ども・子育て支援法に基づく市町村計画において定める教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の内容は下表のとおりです。

事業名		認定区分	区域数	事業概要
教育・保育	① 教育	1号	3	幼稚園・認定こども園*（満3歳以上）
	② 保育 ※保育の必要性の認定における、就労の下限時間は64時間に設定	2号	3	保育所・①以外の認定こども園*（満3歳以上）
		3号	3	保育所・認定こども園*等（満3歳未満）
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業		1	事業等の情報提供や相談支援、関係機関との連携調整等を行う事業
	② 時間外保育事業（延長保育事業）		3	通常保育時間を超えて保育を行う事業（保育標準時間：7:00～18:00を超える保育）
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		1	特定教育・保育等を受けた場合に必要な給食費（副食材料費）、物品の購入費用等を助成する事業
	④ 多様な主体の参入促進事業		1	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園*で受け入れるための職員の加配を促進するための事業
	⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）		38 ※1	就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業
	⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）		1	保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において、一定期間養育を行う事業

※1 放課後児童健全育成事業は各小学校区を提供区域として実施しています。令和8年度からは校区再編によって37区域を予定しています。

事業名			区域数	事業概要
地域子ども・子育て支援事業	⑦	乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業)	1	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や相談支援を行う事業
	⑧	養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク*機能強化事業	1	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育能力を向上させるための支援を行う事業 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク*)の機能強化に向け、担当職員の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業
	⑨	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター等)	18 ※1	地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業
	⑩	一時預かり事業<幼稚園型> (預かり保育)	3	幼稚園で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業
		一時預かり事業<一般型> (一時保育事業)	1	保育所等での一時保育事業により、こどもを一時的に預かる事業
	⑪	病児保育事業	1	保育所等で病児・病後児を預かる事業
	⑫	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業
	⑬	妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査)	1	妊婦に対する健康診査を行う事業
	⑭	子育て世帯訪問支援事業	1	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問し、必要な支援を行う事業
	⑮	児童育成支援拠点事業	1	養育環境等に課題を抱える児童等に対し、居場所となる場を開設し、相談支援、食事の提供等を行う事業
	⑯	親子関係形成支援事業	1	子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対して、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業
	⑰	妊婦等包括相談支援事業	1	妊婦等に対して面談などを実施し、心身の状況や環境等の把握、子育てに関する情報提供、相談等の支援を行う事業
	⑱	乳児等通園支援事業 ※2	1	保育所等を利用していないこどもを対象に、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業
	⑲	産後ケア事業	1	出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

※1 おおむね中学校区に1か所地域子育て支援拠点を設置するという考え方です。

※2 乳児等通園支援事業については、令和7年度(2025年度)は地域子ども・子育て支援事業ですが、令和8年度(2026年度)は乳児等通園支援給付に位置づけが変わる予定となっています。

2 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

① 教育（1号認定、3～5歳）

提供区域：全3区域

認定こども園*・幼稚園にて、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者（ただし、保護者の就労や病気等により、家庭でこどもをみることができないなど保育が必要な場合を除く）を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人

区分	[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,468	3,974	3,478	3,007	2,658	2,355
第1区域	1,636	1,431	1,255	1,080	974	866
第2区域	1,410	1,262	1,087	934	805	702
第3区域	1,422	1,281	1,136	993	879	787
②確保量	6,205	5,954	5,824	5,684	5,684	5,684
第1区域	2,109	2,032	1,992	1,952	1,952	1,952
第2区域	2,121	2,092	2,032	1,972	1,972	1,972
第3区域	1,975	1,830	1,800	1,760	1,760	1,760
③過不足(②-①)	1,737	1,980	2,346	2,677	3,026	3,329
第1区域	473	601	737	872	978	1,086
第2区域	711	830	945	1,038	1,167	1,270
第3区域	553	549	664	767	881	973

確保量の内訳

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設（認定こども園*、幼稚園）	第1区域	1,462	1,422	1,762	1,762
	第2区域	1,807	2,032	1,972	1,972
	第3区域	1,420	1,390	1,665	1,665
	計	4,689	4,844	5,399	5,399
確認を受けない幼稚園	第1区域	570	570	190	190
	第2区域	285	0	0	0
	第3区域	410	410	95	95
	計	1,265	980	285	285
確保量合計(②)	第1区域	2,032	1,992	1,952	1,952
	第2区域	2,092	2,032	1,972	1,972
	第3区域	1,830	1,800	1,760	1,760
	計	5,954	5,824	5,684	5,684

【確保方策の内容】

○既存の幼稚園・認定こども園*で確保します。

②- I 保育（2号認定、3～5歳）

提供区域： 全3区域

認定こども園*・保育所等にて、満3歳以上で、保護者の就労や病気等により、家庭でこどもをみることができないなど保育が必要な者（幼児期の学校教育を希望する者を含む）に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人

区分		[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		5,300	5,450	5,527	5,575	5,788	6,069
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	第1区域	—	210	213	213	224	234
	第2区域	—	229	231	236	244	258
	第3区域	—	178	178	178	185	191
	計	—	617	622	627	653	683
上記以外 ※	第1区域	1,640	1,447	1,471	1,472	1,552	1,629
	第2区域	1,784	1,642	1,668	1,703	1,766	1,870
	第3区域	1,876	1,744	1,766	1,773	1,817	1,887
	計	5,300	4,833	4,905	4,948	5,135	5,386
②確保量		5,033	5,591	5,729	5,861	6,014	6,116
第1区域		1,628	1,665	1,705	1,745	1,796	1,796
第2区域		1,697	1,997	1,987	1,967	1,967	1,967
第3区域		1,708	1,929	2,037	2,149	2,251	2,353
③過不足(②-①)		△267	141	202	286	226	47
第1区域		△12	8	21	60	20	△67
第2区域		△87	126	88	28	△43	△161
第3区域		△168	7	93	198	249	275

※ [実績]令和6年度は「上記以外」に「幼児期の学校教育の利用希望が強い」を含む

確保量の内訳

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	1,629	1,669	1,709	1,760	1,760
	第2区域	1,713	1,773	1,833	1,833	1,833
	第3区域	1,781	1,964	2,106	2,208	2,310
	計	5,123	5,406	5,648	5,801	5,903
特定地域型保育事業 (事業所内保育等)	第1区域	0	0	0	0	0
	第2区域	48	48	48	48	48
	第3区域	0	0	0	0	0
	計	48	48	48	48	48
企業主導型保育施設	第1区域	36	36	36	36	36
	第2区域	6	6	6	6	6
	第3区域	18	18	18	18	18
	計	60	60	60	60	60
幼稚園等 (預かり保育、幼稚園型 一時預かり)	第1区域	0	0	0	0	0
	第2区域	230	160	80	80	80
	第3区域	130	55	25	25	25
	計	360	215	105	105	105
確保量合計(②)	第1区域	1,665	1,705	1,745	1,796	1,796
	第2区域	1,997	1,987	1,967	1,967	1,967
	第3区域	1,929	2,037	2,149	2,251	2,353
	計	5,591	5,729	5,861	6,014	6,116

②-Ⅱ 保育（3号認定、0～2歳）

提供区域：全3区域

認定こども園*・保育所等にて、満3歳未満で、保護者の就労や病気等により、家庭でこどもをみることができないなど保育が必要な者に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

■実績、量の見込み及び確保量

単位：人

区分		[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4,262	4,211	4,298	4,448	4,484	4,526
0歳	第1区域	182	196	194	191	188	186
	第2区域	185	191	190	189	187	187
	第3区域	252	265	262	260	259	259
	計	619	652	646	640	634	632
1歳	第1区域	508	473	517	515	512	511
	第2区域	570	577	606	610	617	621
	第3区域	667	653	699	704	712	723
	計	1,745	1,703	1,822	1,829	1,841	1,855
2歳	第1区域	564	567	532	587	589	589
	第2区域	651	618	631	667	677	690
	第3区域	683	671	667	725	743	760
	計	1,898	1,856	1,830	1,979	2,009	2,039
計	第1区域	1,254	1,236	1,243	1,293	1,289	1,286
	第2区域	1,406	1,386	1,427	1,466	1,481	1,498
	第3区域	1,602	1,589	1,628	1,689	1,714	1,742
②確保量		4,166	4,426	4,559	4,815	4,897	4,946
0歳	第1区域	258	269	269	269	269	267
	第2区域	309	309	309	309	309	309
	第3区域	219	244	257	267	277	287
	計	786	822	835	845	855	863
1歳	第1区域	478	491	501	516	528	521
	第2区域	649	690	695	705	705	705
	第3区域	432	487	526	615	639	663
	計	1,559	1,668	1,722	1,836	1,872	1,889
2歳	第1区域	538	551	563	581	593	593
	第2区域	762	806	812	824	824	824
	第3区域	521	579	627	729	753	777
	計	1,821	1,936	2,002	2,134	2,170	2,194
計	第1区域	1,274	1,311	1,333	1,366	1,390	1,381
	第2区域	1,720	1,805	1,816	1,838	1,838	1,838
	第3区域	1,172	1,310	1,410	1,611	1,669	1,727
保育利用率 ※		45.9%	49.4%	50.8%	53.0%	54.4%	55.4%
③過不足(②-①)		△96	215	261	367	413	420
0歳	第1区域	76	73	75	78	81	81
	第2区域	124	118	119	120	122	122
	第3区域	△33	△21	△5	7	18	28
	計	167	170	189	205	221	231
1歳	第1区域	△30	18	△16	1	16	10
	第2区域	79	113	89	95	88	84
	第3区域	△235	△166	△173	△89	△73	△60
	計	△186	35	100	71	31	34
2歳	第1区域	△26	△16	31	△6	4	4
	第2区域	111	188	181	157	147	134
	第3区域	△162	△92	△40	4	10	17
	計	△77	80	172	155	161	155
計	第1区域	20	75	90	73	101	95
	第2区域	314	419	389	372	357	340
	第3区域	430	△279	△218	△78	△45	△15

※ 保育利用率：満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数（確保量）の割合

確保量の内訳

単位：人

区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	238	238	238	238	238
		第2区域	252	252	252	252	252
		第3区域	217	232	242	252	262
		計	707	722	732	742	752
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	11	11	11	11	11
		第2区域	28	28	28	28	28
		第3区域	11	11	11	11	11
		計	50	50	50	50	50
	企業主導型保育施設	第1区域	18	18	18	18	18
		第2区域	29	29	29	29	29
		第3区域	14	14	14	14	14
		計	61	61	61	61	61
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	2	2	2	2	0
		第2区域	0	0	0	0	0
		第3区域	2	0	0	0	0
		計	4	2	2	2	0
計	第1区域	269	269	269	269	267	
	第2区域	309	309	309	309	309	
	第3区域	244	257	267	277	287	
	計	822	835	845	855	863	
1歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	432	442	457	469	469
		第2区域	585	590	600	600	600
		第3区域	412	458	547	571	595
		計	1,429	1,490	1,604	1,640	1,664
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	29	29	29	29	29
		第2区域	47	47	47	47	47
		第3区域	25	25	25	25	25
		計	101	101	101	101	101
	企業主導型保育施設	第1区域	23	23	23	23	23
		第2区域	46	46	46	46	46
		第3区域	24	24	24	24	24
		計	93	93	93	93	93
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	7	7	7	7	0
		第2区域	12	12	12	12	12
		第3区域	26	19	19	19	19
		計	45	38	38	38	31
計	第1区域	491	501	516	528	521	
	第2区域	690	695	705	705	705	
	第3区域	487	526	615	639	663	
	計	1,668	1,722	1,836	1,872	1,889	
2歳	特定教育・保育施設 (認定こども園*、保育所)	第1区域	498	510	528	540	540
		第2区域	692	698	710	710	710
		第3区域	499	547	649	673	697
		計	1,689	1,755	1,887	1,923	1,947
	特定地域型保育事業 (小規模保育、事業所内保育等)	第1区域	29	29	29	29	29
		第2区域	57	57	57	57	57
		第3区域	27	27	27	27	27
		計	113	113	113	113	113
	企業主導型保育施設	第1区域	24	24	24	24	24
		第2区域	45	45	45	45	45
		第3区域	34	34	34	34	34
		計	103	103	103	103	103
	家庭保育所等 (家庭保育所、一時保育の定期利用枠)	第1区域	0	0	0	0	0
		第2区域	12	12	12	12	12
		第3区域	19	19	19	19	19
		計	31	31	31	31	31
計	第1区域	551	563	581	593	593	
	第2区域	806	812	824	824	824	
	第3区域	579	627	729	753	777	
	計	1,936	2,002	2,134	2,170	2,194	
確保量合計(②)		第1区域	1,311	1,333	1,366	1,390	1,381
		第2区域	1,805	1,816	1,838	1,838	1,838
		第3区域	1,310	1,410	1,611	1,669	1,727
		計	4,426	4,559	4,815	4,897	4,946

【確保方策の内容】

- 既存幼稚園の認定こども園*化や預かり保育事業の充実、既存の認定こども園*や保育所等の定員拡充などにより確保します。
- 既存の保育所等により確保が困難な場合は、保育所等の新規整備を行うことを検討します。
なお、整備にあたっては、保育定員の確保量に教育・保育提供区域間で差があることから、より効果的な保育定員確保のため、区域を越えた整備も必要に応じて検討します。

■認定こども園*への移行促進について

認定こども園*が、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることをふまえ、既存の幼稚園・保育所から認定こども園*への移行については原則認可（認定）することとし、その移行促進を図ります。

なお、保育所から移行する幼保連携型認定こども園*の1号認定こどもの利用定員については、1施設当たり15人以下とし、幼稚園から移行する認定こども園*の2・3号認定こどもの利用定員については、市全域において量の見込みとして必要とされる利用定員数の範囲内とします。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容

①利用者支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約・提供を行うとともに、こどもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

<基本型>

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	1	2	2	2	2	2
②確保量	実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	1	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○利用者支援及び地域連携（関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくり等）を行う窓口を、子育て支援センター（ほっぺ・ほっぺ南部分室）に設置しています。

<地域子育て相談機関>

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	16	16	16	16	16
②確保量	実施か所数 (か所)	16	16	16	16	16
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○地域子育て支援センターを地域子育て相談機関とし、地域の身近な相談場所とします。

（地域子育て相談機関とは令和6年4月施行改正児童福祉法において規定されたもので、いわゆるかかりつけ相談機関。）

<特定型>

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
②確保量	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	0	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○市役所の入所入園手続き窓口（子育て給付課）に子育て支援コーディネーター*を配置し、情報収集・提供、相談、利用者支援・援助を行います。

<こども家庭センター型>

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3
②確保量	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3
③過不足 (②-①)	実施か所数 (か所)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○はぐくみセンター（こども家庭センター）において、相談支援体制の構築や地域資源の開拓などを通じて、すべての妊産婦・こども・子育て家庭に切れめない支援を実施します。

○こども家庭センター型は、はぐくみセンターの3拠点（千里・中部・庄内）で情報提供等利用者支援を展開します。

②時間外保育事業（延長保育事業）

提供区域： 全3区域

■事業内容等

保育時間の延長を必要とする児童を対象とし、11 時間の開所時間を超えて保育サービスを提供する事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	一日平均 (人)	317	608	618	631	646	667
②確保量	一日平均 (人)		608	618	631	646	667
③過不足 (②-①)	一日平均 (人)		0	0	0	0	0

保育標準時間（7時から18時）をこえる利用

【確保方策の内容】

- 現在、既存のすべての保育所等において、11 時間の通常保育時間を超えて保育が実施されており、引き続き既存保育所等における事業が実施されるとともに、新たに整備される保育所等に対しても事業実施を働きかけます。
- 多様な働き方に対応するため、20 時までの延長保育を実施する園の増加を図ります。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に必要な日用品、文房具その他の教育・保育に必要な費用の全部または一部を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

- 低所得者の負担軽減を図るため、教育・保育給付認定保護者に対し日用品・文房具等に要する費用を、また、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用を補助します。

④多様な主体の参入促進事業

提供区域： 市全域

<新規参入施設等への巡回支援>

■事業内容等

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して巡回支援等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

○本市の教育・保育の質を高めるため、おおむね開設から3年程度の教育・保育施設を中心に、幼児教育サポートセンターから派遣する幼児教育サポーター*による巡回支援などを実施します。

<認定こども園*特別支援教育・保育経費>

■事業内容等

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園*の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保方策の考え方】

○認定こども園*が、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れる際に国の制度の内容をふまえ、職員の加配に必要な費用を助成し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な教育・保育の機会を提供します。

⑤放課後児童健全育成事業（放課後こどもクラブ事業）

提供区域：全38区域（小学校区）

■事業内容等

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

本市では、待機児童を出さないことを基本に据え、就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学校4年生まで（障害のあるこどもは小学校6年生まで）の児童を対象に事業を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人）	5,121	5,186	5,282	5,341	5,347	5,316
②量の見込み	支援単位数（室）	103	115	119	128	140	140
③確保量	年間延べ人数（人）		5,186	5,282	5,341	5,347	5,316
④確保量	支援単位数（室）		115	119	128	140	140
⑤過不足（③-①）	年間延べ人数（人）		0	0	0	0	0
⑥過不足（④-②）	支援単位数（室）		0	0	0	0	0

基準日：各年5月1日

【確保方策の内容】

○現在、全小学校・義務教育学校内で事業を実施しており、今後も在籍する小学校の放課後こどもクラブにて安定的に児童の受け入れができるよう、学校ごとの入会率の推移や児童推計をふまえて事業を実施します。

○放課後こどもクラブ室は、学校施設内での確保を原則とします。

○クラブ室の確保を進めることにより1支援単位（クラス）の児童数を段階的に引き下げていき、おおむね40人をめざします。また、支援単位数の増加に伴い指導員の確保も必要となるため、持続可能な運営体制維持のため民間活力を活用した運営委託にも取り組んでいきます。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

提供区域： 市全域

<宿泊型・日帰り型>

■事業内容等

保護者の疾病、出産、休日出勤等の事由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において日帰りまたは宿泊を伴って一定期間の養育を行う事業です。

令和元年度（2019年度）から従来のトワイライトステイ事業を包含し、日帰り型ショートステイとして実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ利用者数（人）	520	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360
②確保量	年間延べ利用定員数（人）		1,144	1,496	3,272	3,272	3,360
③確保量	実施か所数（か所）		13	17	18	18	19
④過不足（②-①）	年間延べ利用者数（人）		△2,216	△1,864	△88	△88	0

【確保方策の内容】

○令和6年度（2024年度）現在、児童養護施設等（市内施設1か所、他市施設5か所）に委託実施していますが、今後、ショートステイ里親を拡充するとともに、乳児院等のショートステイ機能も併設する施設の誘致を進めます。

⑦乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業）

提供区域： 市全域

■事業内容等

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健センターの新生児訪問事業と子育て支援センターのこんにちは赤ちゃん事業を一体的に実施し、保健師や助産師、保育教諭、こんにちは赤ちゃん訪問員、主任児童委員*等が4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	訪問家庭数 (件)	3,489	2,970	2,942	2,917	2,893	2,880
②確保量	訪問家庭数 (件)		2,970	2,942	2,917	2,893	2,880
③過不足 (②-①)	訪問家庭数 (件)		0	0	0	0	0

保健センターと子育て支援センターの合計

【確保方策の内容】

○引き続き、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問を実施し、保護者や赤ちゃんの健康状態や子育てについてのお話を聞くとともに、「とよなか子育て応援金」をはじめ、様々な子育て支援サービスの情報提供を実施します。

⑧-Ⅰ 養育支援訪問事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数 (人日)	501	1,217	1,247	1,281	1,314	1,347
②確保量	年間延べ人数 (人日)		1,217	1,247	1,281	1,314	1,347
③過不足 (②-①)	年間延べ人数 (人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○支援が必要な妊産婦、新生児、乳幼児等に対し、保健センターから保健師や助産師、社会福祉職等が家庭訪問を行い、個々の状況に応じた適切な保健師指導や援助、受診勧奨などを行います。

○子育てに不安や悩みのある家庭に子育て支援センターから保育教諭等が訪問し、育児相談や子育て支援サービスの情報提供等を行い、養育者の自立と児童の養育環境の安定に向けて取り組みます。

⑧-Ⅱ子どもを守る地域ネットワーク*機能強化事業

提供区域：市全域

■事業内容等

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク*）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを行う事業です。

【確保方策の内容】

○代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議等、また、関係機関合同研修会などを通じ、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図ります。

⑨地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）

提供区域：全18区域（おおむね中学校区）

■事業内容等

子育て相談、子育て情報の発信、子育て講座、遊びや交流の場の提供を行っています。子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる場所です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人回）	8,634	3,044	3,048	3,083	3,057	3,035
②量の見込み	実施か所数（か所）	19	18	18	18	18	18
③確保量	年間延べ人数（人回）		3,044	3,048	3,083	3,057	3,035
④確保量	実施か所数（か所）		18	18	18	18	18
③過不足（③－①）	年間延べ人数（人回）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○既存の子育て支援センター2か所、地域子育て支援センター16か所にて実施します。

気軽に身近な就学前施設で地域子育て支援を利用していただくための登録制度である「マイ子育てひろば」を引き続き推進していきます。

⑩-Ⅰ 一時預かり事業＜幼稚園型＞（預かり保育）

提供区域： 全3区域

■事業内容等

在園児を対象に、幼稚園等で通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人日）	139,549	121,022	113,204	104,194	94,739	88,071
②確保量	年間延べ人数（人日）		121,022	113,204	104,194	94,739	88,071
③過不足 （②-①）	年間延べ人数（人日）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○幼稚園等において引き続き実施します。

⑩-Ⅱ 一時預かり事業＜一般型＞（一時保育）

提供区域： 市全域

■事業内容等

一時預かり事業＜一般型＞（一時保育事業）は、断続的一時保育として、満1歳から就学前の児童で保護者が就労等により一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として認定こども園*等約60か所で実施しています。また、緊急一時保育として、保護者の疾病や介護、冠婚葬祭など緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として、認定こども園*等で実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人日）	31,838	28,013	27,613	27,365	26,689	26,077
②確保量	年間延べ人数（人日）		28,013	27,613	27,365	26,689	26,077
③過不足 （②-①）	年間延べ人数（人日）		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○一時保育事業については、市内の保育所や認定こども園*等（1日単位）約60か所及び市内2か所の一時保育事業所（1日または半日単位）において実施します。なお令和7年度（2025年度）に一時保育予約システムを導入し、一時保育の利用のしやすさを向上します。

○令和8年度（2026年度）に「乳児等のための支援給付」（こども誰でも通園制度）の本格施行が予定されており、国の動向を注視しつつ、一時保育事業との関係性を整理していきます。

⑪病児保育事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

認定こども園*等に在籍している満1歳以上の保育を必要とするこどもで、病気のときや病気回復期で集団保育が難しく、また家庭での保育ができないこどもを預かる事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数(人日)	22,846	41,728	42,493	43,272	44,068	44,879
②確保量	年間延べ人数(人日)		41,728	42,493	43,272	44,068	44,879
③過不足 (②-①)	年間延べ人数(人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

- 病児保育施設3か所（市内北部・中部）に加え、看護師配置の保育所等の体調不良時対応型事業にて実施します。
- 病児保育施設1か所を市内南部に増設するなど、利便性を向上します。

⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供区域： 市全域

■事業内容等

児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と育児の援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数(人日)	2,920	1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
就学前	年間延べ人数(人日)	2,375	1,602	1,602	1,602	1,602	1,602
就学後	年間延べ人数(人日)	545	165	165	165	165	165
②確保量	年間延べ人数(人日)		1,767	1,767	1,767	1,767	1,767
就学前	年間延べ人数(人日)		1,602	1,602	1,602	1,602	1,602
就学後	年間延べ人数(人日)		165	165	165	165	165
③過不足 (②-①)	年間延べ人数(人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き、ファミリー・サポート・センター1か所にて事業を実施し、援助会員、両方会員の増加に取り組めます。

⑬妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査）

提供区域： 市全域

■事業内容等

妊婦の母体及び胎児の健康管理を確保するため、健康診査を行い、流産・死産・早産等を予防するとともに安心・安全な出産を支援する事業です。

妊婦に対して妊婦健康診査受診券を交付し、個別医療機関で健康診査を実施しています。

■実績、量の見込み及び確保量

区分	単位	[実績]令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数(人日)	37,016	37,740	37,388	37,070	36,764	36,605
②確保量	年間延べ人数(人日)		37,740	37,388	37,070	36,764	36,605
③過不足 (②-①)	年間延べ人数(人日)		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ日数（人日）	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
②確保量	年間延べ日数（人日）	7,200	9,600	12,000	14,400	19,200
③過不足 （②-①）	年間延べ日数（人日）	△12,000	△9,600	△7,200	△4,800	0

【確保方策の内容】

○子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う訪問家事・育児支援の提供量を拡充するにあたり、本事業に必要な子育て支援と生活支援の両方に対応できるよう、訪問支援員の専門性を育成しながら事業者数を増加することにより提供量を確保します。

⑮児童育成支援拠点事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人）	140	140	140	140	140
②確保量	年間延べ人数（人）	80	120	140	140	140
③過不足 （②-①）	年間延べ人数（人）	△60	△20	0	0	0

【確保方策の内容】

○拠点を7か所設置し、こども・若者分野のみならず、高齢分野の事業者の参入を促すことや、他自治体の事業者からの参加を誘導することで、拠点数及び提供量を確保します。

⑯親子関係形成支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

要支援児童等の保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。本市においては、就学前のこどもの保護者を対象とした、こどもの安心感プログラム（「安心感の輪」子育てプログラム）、2歳から12歳の保護者を対象とした、子育て親育ちプログラム（「前向き子育てプログラムトリプルP」）、発達が気になるこども（主に3歳から7歳）の保護者を対象とした子育て発達支援プログラム（「ペアレント・プログラム」「ペアレント・トレーニング」）を実施しています。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数（人）	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626
②確保量	年間延べ人数（人）	2,866	3,626	3,626	3,626	3,626
③過不足 （②-①）	年間延べ人数（人）	△760	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○引き続き3つのプログラムを中心に、身近な地域や自宅においても受講できるようプログラム提供場所を拡大するとともに、こどもとの関わり方等を学ぶプログラムの提供量を拡充します。

⑰妊婦等包括相談支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

妊婦等に対して面談などを実施し、心身の状況や環境等の把握、子育てに関する情報提供、相談等の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数 (回)	3,323	3,292	3,264	3,237	3,223
②量の見込み	面談実施回数 (回)	7,057	6,991	6,932	6,874	6,844
③確保量	面談実施回数 (回)	7,057	6,991	6,932	6,874	6,844
④過不足 (③-②)	面談実施回数 (回)	0	0	0	0	0

1組当たりの面談回数3回（2回目は全数アンケートにより希望者に実施）

【確保方策の内容】

〇はぐくみセンターにおいて、妊娠届出時全数面接の継続実施、妊娠中期アンケート送付と希望者へ面接実施、出産後は、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問事業による乳児家庭全戸訪問事業により相談支援の機会を確保します。

⑱乳児等通園支援事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

0歳6か月～満3歳未満までの保育所等を利用していないこどもを対象として、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

■量の見込み及び確保量

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ人数 (人日)	38	59	79	98	116
0歳児 (6か月～)	延べ人数 (人日)	15	23	31	39	47
1歳児	延べ人数 (人日)	15	25	33	41	48
2歳児 (満3歳未満)	延べ人数 (人日)	8	11	15	18	21
②確保量	延べ人数 (人日)	38	59	79	98	116
0歳児 (6か月～)	延べ人数 (人日)	15	23	31	39	47
1歳児	延べ人数 (人日)	15	25	33	41	48
2歳児 (満3歳未満)	延べ人数 (人日)	8	11	15	18	21
③過不足 (②-①)	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○認可就学前教育・保育施設等（保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園*、幼稚園）により、各年における必要定員数分を確保します。

⑱産後ケア事業

提供区域： 市全域

■事業内容等

出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

■量の見込み及び確保量

単位：人日（年間延べ日数）

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	年間延べ人数 (人日)	3,976	4,785	5,410	5,800	5,995
②確保量	年間延べ人数 (人日)	3,976	4,785	5,410	5,800	5,995
③過不足 (②-①)	年間延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

○委託医療機関の増加と、産後ケアスタッフ加算の活用等による受け入れ枠の拡充に取り組みます。